

日程第 12. 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。本条例改正は、先ほど報告いたしました議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興審議会及び議案第 71 号 観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会の設置により、委員の報酬や費用弁償を設定する必要があるための改正であると説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12 月 9 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 72 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。